

2021年12月1日発行



宮城労働局メールマガジン



目 次

1. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
2. 年末年始労働災害防止強化運動に取り組みましょう
3. 宮城労働局長が年末公開安全衛生パトロール
4. 冬季における年次有給休暇取得促進について
5. みんなチェック！最低賃金。
6. 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）のお知らせ
7. 令和4年1月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について
8. 【12/16無料開催】 事業主・人事担当者向けセミナー
「介護への備えワーク・ライフ・バランスセミナー
～職場と家庭ですべきこと～」
9. 改正育児・介護休業法に関する特別相談窓口を設置しました
10. 「くるみん認定」企業として2社を認定しました！

-
1. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
-

厚生労働省では、年末の業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進することとしています。

令和4年4月1日からはパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が中小企業にも適用となります。ハラスメントのない社会の実現に向けて、事業主、人事労務担当者及び労働者等が職場におけるハラスメント防止の必要性及び法の内容への理解を深め、企業における法に沿った就業規則の整備、相談窓口の設置等、雇用管理上の措置義務及び望ましい取組の促進を図るため、宮城労働局では、月間中にハラスメント対応特別相談窓口を開設します。

- 1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設
- ① 期間

令和3年12月6日（月）～令和3年12月10日（金）

② 受付時間

9時～16時30分

③ 開設場所 宮城労働局 雇用環境・均等室

◆所在地 仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎8階

◆電話番号 022-299-8834/022-299-8844

◆相談方法 電話及び来庁での相談に対応いたします。（予約不要、無料）

④ 相談対象者

労働者、事業主、人事労務担当者 等

【お問合せ先】雇用環境・均等室(022-299-8844)

○啓発動画

（山田邦子さん出演の動画）（URL判明次第貼付）

○オンラインによる「職場のハラスメント対策シンポジウム」について

・配信日時：12月10日（金）13:00～15:15（予定）

・内容：学識経験者による基調講演、ハラスメント防止対策に関するパネルディスカッション 等

・申し込み方法等の詳細 HP：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

【問合せ先】

・宮城労働局雇用環境・均等室
TEL(022)299-8844

2. 年末年始労働災害防止強化運動に取り組ましよう

年末年始は、日照時間が短くなる、積雪・凍結等作業環境が厳しくなるとともに、忙しさも増すことが多く、労働災害が発生しやすく、また、健康管理も疎かになりがちな時期です。

宮城労働局では、労働災害の大幅減少を目標に、「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を各防災団体の協賛を受け展開し、局幹部による公開安全パトロール、各労働基準監督署における集団指導や事業場に対する監督指導等を強化します。

各事業場におきましても、安全総点検、安全衛生計画のPDCAに沿った取組、転倒災害防止対策、高齢労働者対策等、この時期に求められる取組について、トップを先頭に積極的な推進をお願いします。

○運動期間：令和3年12月1日～令和4年1月31日

詳細については、宮城労働局ホームページに掲載しています。

●「年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001018895.pdf>

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

3. 宮城労働局長が年末公開安全衛生パトロール

年末は、業務の繁忙と降雪等が重なり、労働災害の多発が懸念される時期です。宮城労働局長を含む東北地方の6労働局長が12月に公開安全パトロールを実施します。

公開パトロール日時：

令和3年12月15日（水）午前9時30分～午前11時30分（予定）

公開パトロール対象現場：

東北工業大学八木山キャンパス実験・教育棟新築工事（仙台市太白区八木山香澄町35-1）

施工者：清水建設・仙建工業・阿部和工務店建設工事共同企業体

12/1～1/31は、「宮城年末年始労働災害防止強化運動」期間中です。すべての労働者の安全と健康のため、労働災害防止対策に取り組みましょう。

詳細については、宮城労働局ホームページに掲載しています。

●「年末公開安全衛生パトロール」
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001024415.pdf>

●「宮城年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001018895.pdf>

【お問合せ先】 健康安全課（022-299-8839）

4. 冬季における年次有給休暇取得促進について

「今日はお休みしています。

この冬はリラックス、リラックス。」

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）

5. みんなチェック！最低賃金。

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和3年10月1日から853円に改正されました。

12月15日から、下記の3つの産業の県内事業所で働く労働者に適用される最低賃金が改正されます。自分の職場の賃金をチェックしてみましょう。

●特定最低賃金

- ・鉄鋼業 時間額953円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額890円

・自動車小売業 時間額918円

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

●宮城県の特定最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/20201124sangyoubetusaichin.html>

【お問合せ先】 賃金室 (022-299-8841)

6. 宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）のお知らせ

県では、県内沿岸部に所在する事業所において、令和3年1月1日以降に東日本大震災で被災した方を雇用した中小企業の事業主を対象として、「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を支給し、雇入れの支援を行います。

◆助成金額：労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所当たり総額2千万円が上限）

◆受付期間：令和3年12月10日（金）から令和4年1月18日（火）まで（消印有効）

●宮城県事業復興型雇用創出助成金HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>

【お問合せ先】 宮城県雇用対策課 雇用創出支援班 (022-797-4661)

7. 令和4年1月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（11/24現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、令

和3年12月末までとしているところですが、令和4年1月以降3月末までの期間については、下記のとおりとなります。

(1)「雇用調整助成金」について

- ・業況特例・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続
- ・原則的な措置は、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は、1月から2月は11,000円、3月は9,000円に段階的に見直し

(2)「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

- ・地域特例について、3月末まで現行の日額上限・支給率を継続
- ・原則的な措置は、1月～3月末まで現行の支給率を維持しつつ、日額上限を8,265円に見直し

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金
職業対策課 (022-299-8063)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター (0120-221-276)

8. 【12/16無料開催】 事業主・人事担当者向け
セミナー
「介護への備えワーク・ライフ・バランスセミナー
～職場と家庭ですべきこと～」

従業員の仕事と介護の両立をサポートするため、東北エリアの事業主・人事担当者向けの無料オンラインセミナーを下記の通り開催します。

「介護への備えワーク・ライフ・バランスセミナー

～職場と家庭ですべきこと～」

- 日時：12月16日（木）13:30～15:30

- お申込み・詳細

<https://carisapo.mhlw.go.jp/eventsch/30589/>

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

【お問合せ先】

宮城・山形キャリア形成サポートセンター

[TEL:022-212-8335](tel:022-212-8335)

9. 改正育児・介護休業法に関する特別相談窓口を設置しました

令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法（以下「改正法」という。）が段階的に施行されます。

宮城労働局では、改正法の円滑な施行に向け、労働者、事業主からの相談に幅広く対応できるよう、改正内容を始めとする育児休業制度等に関する相談窓口を以下のとおり開設しています。なお、開設期間は令和5年3月31日までとなります。

◆相談窓口 宮城労働局雇用環境・均等室
仙台市宮城野区鉄砲町一番地
仙台第4合同庁舎8階
022-299-8844

◆受付時間 平日の8：30～17：15

<改正概要>

- ・令和4年4月1日施行
- ①雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
・令和4年10月1日施行
- ③産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ④育児休業の分割取得
・令和5年4月1日施行
- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化
（従業員数1000人超企業）

●詳細

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

10. 「くるみん認定」企業として2社を認定しました！

宮城労働局では次世代育成支援推進法に基づき2社（くるみん認定）を認定し、令和3年11月17日に認定通知書を交付しました。

・ 認定企業

◆株式会社復建技術コンサルタント

(仙台市、建設コンサルタント業、2回目)

◆株式会社富士フィルムテクノサービス

(栗原市、デジタルカメラ等の修理サービス業、1回目)

「くるみん認定」は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）として、次世代育成支援のための行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業を認定する制度です。

認定企業の詳細など

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/124/12441.html>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室 (022-299-8844)